

# 令和 8 年度予算案について

# 子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定 令和8年度予算案の概要

【歳入】(拠出金率 0.36%→0.36%(±0%))

(単位:億円)

事項	令和7年度	令和8年度	差引増▲減額
子ども・子育て支援納付金収入	0	6,436	6,436
拠出金収入	7,514	7,758	244
一般会計より受入	26,093	26,078	▲15
積立金より受入	1,280	1,470	190
公債金	11,397	5,072	▲6,325
雑収入	140	188	48
前年度剰余金受入	690	966	277
合 計	47,114	47,969	855

【歳出】

事項	令和7年度	令和8年度	差引増▲減額
児童手当	21,666	20,973	▲692
妊婦のための支援給付	838	798	▲40
子どものための教育・保育給付等	18,934	19,640	706
乳児等のための支援給付	126	349	223
地域子ども・子育て支援事業	2,104	2,231	127
仕事・子育て両立支援事業	2,384	2,466	82
育児休業等給付勘定へ繰入	805	772	▲32
年金特別会計国民年金勘定へ繰入	0	152	152
国債整理基金特別会計へ繰入等	168	383	215
業務取扱費等	49	164	115
予備費	40	40	0
合 計	47,114	47,969	855

※端数処理の関係上、合計と一致しないものがある。

## (1) 児童手当

2兆973億円 (2兆1,666億円)

※うち、事業主拠出金1,466億円を充当

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から以下の抜本的拡充を行った。
  - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
  - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。  
※多子加算のカウント方法については、進学か否か、別居か同居かにかかわらず、22歳年度末までの上の子について、監護相当・生計費の負担がある場合をカウント対象とする。
  - 3) 支払月を年3回から、隔月(偶数月)の年6回とする。

## (2) 子どものための教育・保育給付等

1兆9,640億円 (1兆8,934億円)

※うち、事業主拠出金4,038億円を充当

- 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

### 【主な拡充事項】

#### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- (1) 3歳以上児小規模保育の創設 (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対応加算(仮称))の創設
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続 (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定(令和9年度末まで)
- (5) 学級編成調整加配の見直し (6) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設(R8.7~) (7) 施設機能強化推進費加算の充実

#### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等(①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設)

#### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和7年人事院勧告+5.3%) (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (3) 年齢別配置基準を満たさない場合の減算の適用タイミングの見直し (4) 定員21~40人の保育所等の調理体制の充実【保育所・認定こども園】
- (5) 保育ICT推進加算(仮称)の創設

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

2, 231億円 (2, 104億円)

※うち、事業主拠出金1, 356億円を充当

#### ① 放課後児童健全育成事業

##### 1) 運営費

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブの運営費を補助する。

##### 【主な拡充事項】

- ◇ 人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げを行う
- ◇ 待機児童対策として、運営費の基本額における一時的な登録児童数区分の弾力化

##### 2) 整備費

- 市町村の整備計画（市町村子ども計画等）に基づく放課後児童クラブの施設整備等に要する経費の一部を補助する。
- 文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、施設整備費の国庫補助率の嵩上げを継続する。

#### ② 病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。また、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配を行う。

#### ③ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。また、保育施設における延長保育事業の障害児の受入強化のため、障害児を受け入れた場合に保育士1名を配置することができるよう、障害児保育加算を創設する。

## (4) 仕事・子育て両立支援事業

2,466億円(2,384億円)

※全額、事業主拠出金を充当

### ①企業主導型保育事業

➤ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

#### 【主な拡充等事項】

認可保育所等における改正を踏まえた改善

- ◇ 人事院勧告を踏まえた処遇改善
- ◇ 職員の配置の充実（1歳児）
- ◇ 保育補助者雇上強化加算、預かりサービス加算、医療的ケア児保育支援加算、基本分単価における定員区分等の改正
- ◇ 近年の社会的ニーズ、足元の物価高の影響を踏まえた措置の実施

### ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

発行枚数の管理等、適切な執行管理の継続や持続可能な制度運用の在り方の検討を進めつつ、多様な働き方をしている労働者におけるベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。

#### 【主な拡充等事項】

- ◇ 足元の物価高および人件費増に伴うベビーシッター料金の改定に対応するため、割引券1枚当たりの割引料金を改定

### ③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金（定額）を支給する。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

事業主（厚生年金適用事業所、独法等）

拠出金

子ども・子育て支援特別会計（子ども・子育て支援勘定）

充当

9,349億円

・ 拠出金収入 7,760億円  
・ 積立金受入 1,470億円 等

## （1）児童手当 1,466億円

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、国内に住所を有する高校生年代までの児童に対する手当の支給。

## （2）地域子ども・子育て支援事業 1,356億円

### ○放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

### ○病児保育事業

子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てできる環境整備を図る事業。

### ○延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

## （3）企業主導型保育事業等 2,430億円

### ○企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を行う企業等が設置した保育施設の運営費等を支援。

### ○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう、利用料金の一部を助成。

### ○企業における子ども・子育て支援のための環境整備助成事業

くるみん認定を活用した、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援。

## （4）保育の運営費（0歳～2歳児相当分） 4,038億円

私立の認定こども園、幼稚園、保育所に係る施設型給付費や公立・私立の小規模保育事業、家庭的保育事業等に係る地域型保育給付費の支給に要する費用を支援。

**(参考資料)**

令和8年度予算案 2兆973億円（2兆1,666億円）

## 事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

## 事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃      ②高校生年代までの支給期間の延長      ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし		
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 <b>第3子以降：30,000円</b>	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護生計要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施			
	【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 <b>第3子以降：30,000円</b>	支払期月	<b>6回（偶数月）</b> （各前月までの2カ月分を支払）			
費用負担	被用者		非被用者			公務員
	3歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10
		3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9

令和8年度予算案 1兆8,758億円 (1兆8,002億円)  
※費用の一部について、事業主拠出金を充当 (4,038億円)

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

## 令和8年度予算案の主な内容

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和6年12月こども家庭庁)に基づき、必要な見直しを推進。

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- (1) 3歳以上児小規模保育の創設 (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算（仮称））の創設 (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続  
(4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和9年度末まで） (5) 学級編成調整加配の見直し  
(6) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～） (7) 施設機能強化推進費加算の充実

### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設）

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和7年人事院勧告+5.3%） (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）  
(3) 年齢別配置基準を満たさない場合の減算の適用タミングの見直し (4) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実【保育所・認定こども園】 (5) 保育ICT推進加算（仮称）の創設

## 実施主体等

【実施主体】 市町村

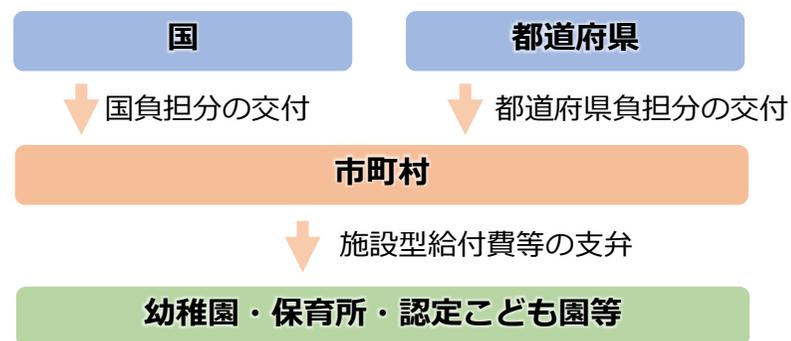
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

### ①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人

### ②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

### ③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

## 趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性  
 ➤ 既存施設の活用をより一層推進する。  
 ➤ 校内交流型を強力に推進する。

放課後児童クラブの実施状況 (R7.5.1) 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人  
 (R7.10.1) 登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

## 1. 放課後児童対策の具体的な内容について

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

#### 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上[R7補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

#### 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善[R8拡充]
- ③ 職員の確保支援[R8拡充]
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R8拡充]
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減[R7補正]
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進[R8拡充]

#### 3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

#### 4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予[R8拡充]
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援[R7補正]

#### 5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

### (2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

#### 1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R7補正、R8拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業[R7補正]
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり[一部R7補正]

#### 2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

#### 3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組[一部R7補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

## 2. 放課後児童対策の推進体制について

### (1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

### (2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

## 3. その他留意事項について

### (1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

### (2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

### (3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

	令和8年度予算案	2,755億円の内数 (2,615億円の内数)
※<子ども・子育て支援交付金>	令和8年度予算案	2,163億円の内数 (2,013億円の内数)
※<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和8年度予算案	67億円の内数 (91億円の内数)
<こども政策推進事業費補助金>	令和8年度予算案	61億円の内数 (48億円の内数)
<保育対策総合支援事業費補助金>	令和8年度予算案	463億円の内数 (464億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

## 事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

## 1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

### （1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	} 1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

### 【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助を継続する。

### （2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要経費に対する補助

### （3）放課後児童クラブ支援事業

#### ①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要経費に対する補助

#### ②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

#### ③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### （4）放課後児童支援員の処遇改善

#### ①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

### （5）障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要経費に対する補助

### （6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要経費に対する補助

### （7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

### （8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

### （9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要経費に対する補助

### （10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合  
（高上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
（高上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- 民立の場合  
（高上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3  
（高上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4  
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### こどもの居場所の確保

#### (1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

#### (2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

## 3. 職員確保・研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

### (1) 放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業【拡充】

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等に係る経費を補助

### (2) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

### (1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

### (2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和8年度予算案における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

### ① 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化【拡充】

#### ○放課後児童健全育成事業（運営費）

一定の要件を満たした上で45人を超えた児童を受け入れた場合にも、特例的に登録児童数区分36~45人を維持できるようにする。

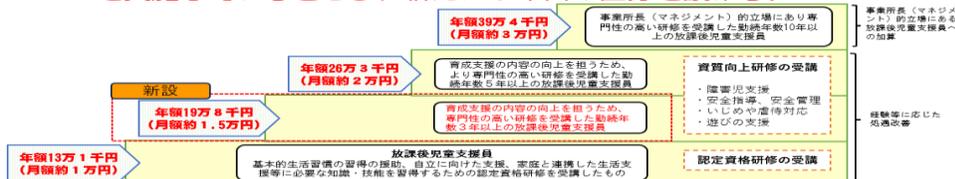
#### 【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じている
- イ 適正規模（36~45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応
- ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難
- エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がある
- オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する  
※追加の児童数には上限あり  
※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする

### ② キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定【拡充】

#### ○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善を実施しているところ、新たに3年目の区分を設ける。



### ③ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業【拡充】

業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修対応、翻訳機等に係る必要な経費を補助する。

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,288億円）

## 事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

## 事業の概要

### (1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

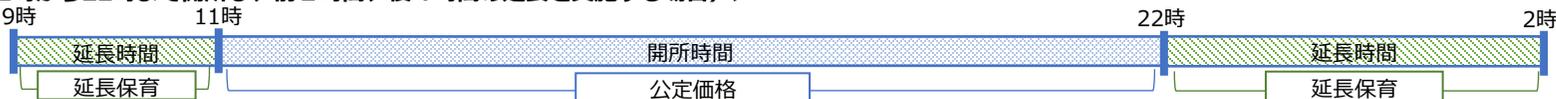
### (2) 訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

＜一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】＞



＜夜間保育所（11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合）＞



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【主な令和8年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

### ① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長： 23,300円

2時間延長： 46,600円

3時間延長： 69,900円

### ② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長： 600,000円

1時間延長： 1,909,000円（2,137,000円）

2～3時間延長： 2,955,000円（3,183,000円）

4～5時間延長： 6,280,000円（6,394,000円）

6時間以上延長： 7,401,000円

### ○ 配置基準改善加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長： 150,000円

4～5時間延長： 1,350,000円

1時間延長： 300,000円

6時間以上延長： 1,950,000円

2～3時間延長： 750,000円

### ○ 障害児保育加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象障害児数が1人以上の施設のみ

30分延長： 150,000円

4～5時間延長： 1,350,000円

1時間延長： 300,000円

6時間以上延長： 1,950,000円

2～3時間延長： 750,000円

拡充

## 【実績】

### ＜実施か所数＞

令和3年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）

令和4年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）

令和5年度：29,755か所（公立6,256か所、私立23,499か所）

### ＜年間実利用児童数＞

令和3年度：893,990人（公立201,262人、私立692,728人）

令和4年度：915,022人（公立195,215人、私立719,807人）

令和5年度：948,778人（公立198,712人、私立750,066人）

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

## 事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 事業の内容

### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

### (3) 非施設型 (訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

## 実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区を含む。)

【補助率】：国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3)

### 【主な令和8年度補助基準額案 (病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価：9,459,000円 (うち改善分2,538,000円) **【拡充】**

加算分単価：1,180,000円 ~ 42,400,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円~1,005,000円

感染症対応加算：1,542,000円

### 【拡充】基本分単価 (改善分) の適用範囲拡大



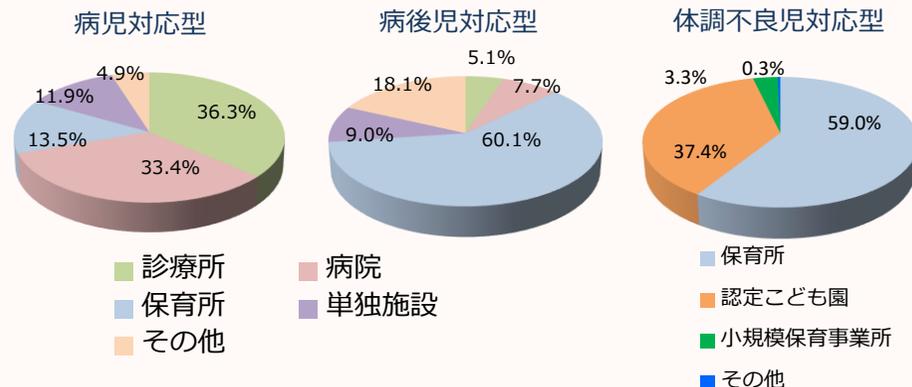
市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価 (改善分) の適用対象に追加。

### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

### 【実施場所】



令和8年度予算案 67億円 (91億円) + 令和7年度補正予算 8.3億円  
※令和8年度当初予算案の全額は事業主拠出金を充当

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

## 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

### (1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

#### 【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

### (2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

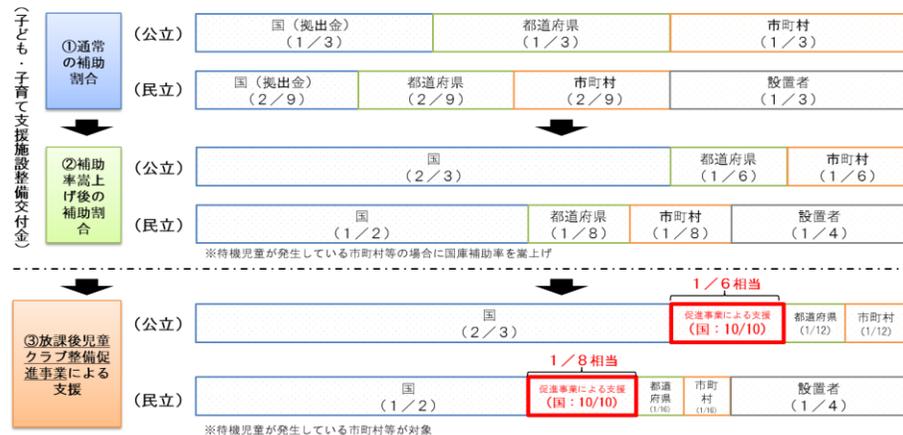
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
<b>放課後児童クラブ整備費</b>				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
<b>病児保育施設整備費</b>				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(※)嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

## (放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

令和8年度予算案 2,411億円（2,330億円）

※全額、事業主拠出金を充当

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

## 事業の概要

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

### 【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能、地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

### ＜施設定員の設定例＞



### 【令和8年度における主な拡充事項】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善  
人事院勧告を踏まえた処遇改善、職員の配置の充実（1歳児）、保育補助者雇上強化加算・預かりサービス加算等の改正
- ◇ 近年の社会的ニーズ・足元の物価高の影響を踏まえた対応  
保育体制強化加算の創設、運営継続支援臨時措置の実施

## 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和6年度助成決定（令和7年3月31日時点）】  
4,361施設 103,763人分

### 【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307	2,330

**拡充** 令和8年度予算案 18億円（17億円）

※全額、事業主拠出金を充当

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

## 事業の概要

- **ベビーシッター派遣事業**  
多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。  
（補助額：2,300円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで） ※デジタル化対応済  
（利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）
- **ベビーシッター研修事業**  
ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

### 【令和8年度における改定事項】

◇人件費増や足元の物価高等によるベビーシッター利用料金の値上がりを踏まえた対応として、1枚当たりの補助額を2,200円から2,300円に改定

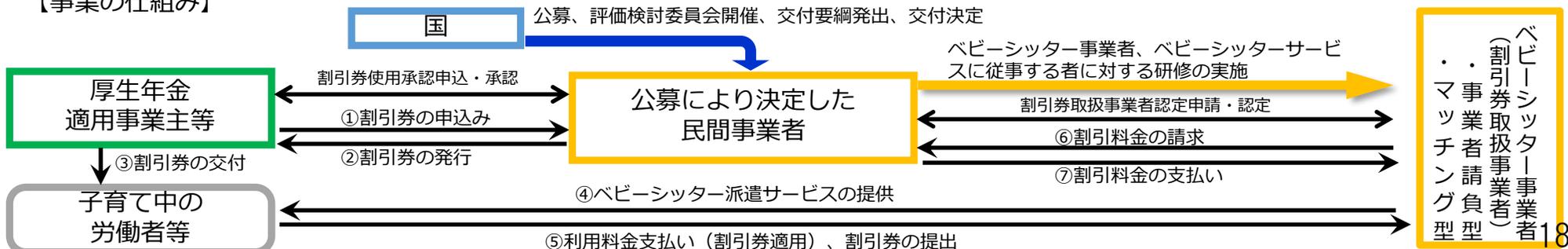
## 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】定額

### 【補助額】

- ・ベビーシッター派遣事業 事業費：1,731百万円 事務費：29百万円
- ・ベビーシッター研修事業 事業費： 8百万円 事務費：23百万円

### 【事業の仕組み】



## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

## 事業の概要

● 企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

### 【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・ プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））
- ・ くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成）〕

を取得している中小企業\*（従業員300人以下規模の企業）

\* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

## 実施主体等

### 【実施主体、補助率】

民間団体（公募により決定）、定額

### 【助成額】

上限50万円/企業

（参考）

	くるみん [ R5.4~R6.3 ]	くるみん累計
認定企業数	350企業	4,481企業

※認定企業数は大企業及び中小企業の合計数